

初期ローレンツ・フォン・シュタインの 階級社会論

渡 辺 雅 男

I. L.v.シュタインとドイツ社会学

運動史への関心からは「プロイセンのスパイ」と断罪され⁽¹⁾、さらに思想的関心からも、マルクスに先だつ「階級闘争」論への影響という点でむしろヘスによって高い評価を奪われている⁽²⁾ L.v.シュタインは、社会学史においてさえ、つねにその理論的意義の重要性が認められてきたとはかぎらない。たとえば、ヴィーゼは、シュタインを「ドイツにおける百科全書派的な旧社会学 (Soziologie)」の潮流に含めたうえで、つぎのように述べている。「シュタインにとって特徴的なことは、彼の『社会学 (Gesellschaftslehre)』が国家学の一部だったことである。彼は市民社会と呼ばれる社会編成 (soziale Gebilde) の認識に大きな貢献をなしたが、これは、理論社会学 (theoretische Soziologie) でいう『社会 (Gesellschaft)』の抽象的一般概念とは完全に区別されるべきものである⁽³⁾。」

こうした否定的評価は、しかし、実体としての社会から、その「内容」を追放し、残滓としての「形式」のうちに「社会学 (Soziologie)」の成立をみる方法的立場から行なわれたものであるにすぎない。ひとたび市民社会の自己表現である社会学 (Gesellschaftslehre) の立場にたてば、こうした「内容」と「形式」との対立・統一のうちに社会運動の原理を把握しようとしたシュタインこそ、ドイツ社会学の始祖と呼ぶにふさわしいものといえよう⁽⁴⁾。

シュタインの社会学こそ、ヘーゲル『法哲学』の「实在論的転回⁽⁵⁾」を通じて行なわれた「階級闘争の原理と客観的な科学的社会学の理念とを融合しよ

うとする体系的な試み⁽⁶⁾」である。その理論にどれほどヘーゲル哲学の強い影響が認められようとも、また、その姿勢にどれほど改良主義的立場が顕著であろうとも、シュタインは、階級社会論の展開という一点において、師であるヘーゲルを越えているのであり、市民社会の矛盾を階級対立のうちにみる透徹した観察者の榮譽を他に譲るものではない。

本稿はシュタインの階級社会論の簡単なスケッチと問題点の析出とを、従来とりあげられることのなかった『今日のフランスにおける社会主義・共産主義』の増補第2版⁽⁷⁾(1848年)に即して行なう。このテキストは、同書初版⁽⁸⁾(1842年)では独立していなかった「理論編」が初めて序章として整理されて現われた版であり、初期の、とくに'48年革命を迎える前のシュタイン⁽⁹⁾が到達していた社会理論の内容を明らかにするものである。

- (1) Grolle, J. : Lorenz Stein als preussischer Geheimagent, in : Archiv für Kulturgeschichte, Bd. 50 (1968), SS. 82~96.
- (2) 高島善哉編『社会思想史概論』, 岩波書店, 1962年, 232頁.
- (3) Wiese, L. v. : Soziologie—Geschichte und Hauptprobleme, 1922, S. 71.
- (4) たとえば, オッペンハイマーはマルクスとシュタインとをもってドイツ社会学の始祖としているが, これは正当な評価といえよう。Oppenheimer, F. : System der Soziologie, Erster Band, 1922, SS. 38~56.
- (5) Freyer, H. : Soziologie als Wirklichkeitswissenschaft, 1930, S. 122.
- (6) Marcuse, H., Reason and Revolution, 1955, p. 329 (榊田他訳『理性と革命』, 岩波書店, 1961, 365頁).
- (7) Stein, L. v. : Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreichs. Ein Beitrag zur Zeitgeschichte, Zweite, umgearbeitete und sehr vermehrte Ausgabe, Leipzig, Verlag von Otto Wigand, 1848.
- (8) *idid.*, 1842.

- (9) シュレスヴィヒ・ホルシュタイン独立運動に積極的に参加し、パリ駐在代表として1848年革命の表裏に精通することで、シュタインはプロレタリア運動の進歩性にたいする絶望感をいっそう強める。この時期を契機に、彼の理論に内容的変化の生じたことが指摘されている。cf. Pankoke, E.: *Soziale Bewegung-Soziale Frage-Soziale Politik, Grundfragen der deutschen "Socialwissenschaft" im 19. Jahrhundert*, 1970, SS. 87~99.

II. 社会論～市民社会の原理(労働に基づく所有)とその批判～

シュタインの社会理論は三つの課題を軸に展開される。それは、第1に、市民社会の一般概念を構成し、第2に、これを基礎に市民社会における支配関係の成立を明らかにし、最後に、以上の展開から社会運動の発生を導くことである。以下、順に、これらの点をみていくことにする。

[1] シュタインは社会の一般概念を労働・財貨・所有という三大契機によって構成する。まず基底に置かれるのは分業である。分業はシュタインによって人間労働が相互的存在としてあることの証左である。分業は人間労働の共同性⁽¹⁾、統一性⁽²⁾、秩序性⁽³⁾という三つの基本原理の発現であり、「対相互的存在が全人類にたいする全人類の共同的労働の秩序として現われた⁽⁴⁾」ものに他ならない。

分業のうちに共同的労働編成の成立をみたシュタインは、さらに進んで、「人間の労働共同体のこうした機構からは、必然的に人間的財貨の分配秩序が成立してこなければならない⁽⁵⁾」と主張する。この場合、一方で「共同的人間労働の秩序およびそれによって条件づけられた共同的人間財貨の分配秩序は必然的に人間相互間の勢力秩序を生みだす⁽⁶⁾」。他方で、個人に分配された財貨にたいする「対外的な不可侵性と、対内的な無条件の処分権、すなわち権利⁽⁷⁾」が発生することともに、こうした「権利が認められることによって、一般的財貨は別の性格を帯びる。……(すなわち)一般的財貨にたいする個人の持ち分は、権利によってそれが独立不可侵の生活領域へと割り当てられることで所有となる⁽⁸⁾。」

つまり、「社会とは、一般的財貨を個人に分配することを通じて成立するような人間共同体の秩序であり⁽⁹⁾」、同時に、「こうした分配は、人格的所有の権利を通じて持続的なものとなる⁽¹⁰⁾」。

シュタインは、分業という財の産出過程のうちに共同的労働編成をみたうえて、人間共同体の秩序を、そうした財貨の分配秩序が権利および所有を通じて規定したものと考えている。そこには、人間共同体の秩序を形成する財貨分配は労働に基づく所有を通じて達成されるとする認識と、権力一般が所有にその基礎を置くとする認識とが、ともに含まれている。

[2] シュタインは、社会的支配関係の成立を、労働に基づく所有が従属関係を生み出すことから説明する。前提は労働に基づく所有である⁽¹¹⁾。ところが、この前提には、「所有が個人の労働力よりも大である場合⁽¹²⁾」と、「個人の所有がその労働力よりも小である場合⁽¹³⁾」との二つの場合が含まれている。前者は他人の労働を必要とする者（所有者）の場合であり、後者は他人の材料（素材）を必要とする者（無所有者）の場合である。この関係において、「所有者は権利を楯にして、材料を譲渡しても、しなくてもよい⁽¹⁴⁾」し、「彼はまた、労働者に材料を譲渡するさいの条件を指定することもできる⁽¹⁵⁾」のにたいし、「こうした材料は労働者にとっては絶対に必要なものである⁽¹⁶⁾」から、「労働者は、その死活を問うことなしに、その条件から免れるわけにはいかない⁽¹⁷⁾」。したがって、「労働と所有とのこうした関係のなかには、たんに労働者とくらべた所有者の個人的な勢力の大きさという以上のものが含まれている。この関係は、むしろ労働者にたいする所有者の支配関係、後者にたいする前者の従属関係を含んでいる⁽¹⁸⁾。」

しかも、忘れてならないことは、この場合、支配関係が同時に権力関係であることである。なぜなら、「最高の財貨の所有は最高の権力を生み、その欠如は無権力状態を生む⁽¹⁹⁾」からである。

こうして、シュタインは、労働に基づく所有が労働と所有との両極分解のなかで支配・従属関係へと転化することを明らかにするのである。

[3] シュタインによれば、社会変動は不労所得をめぐる労働と所有との対立運動に他ならない。そこで、彼は、所有の賃料としての不労所得に「決定

的な意義⁽²⁰⁾」を認める。すなわち、不労所得は「労働者が材料の利用と引きかえに、所有者にたいし、その収益のなかから支払う分け前⁽²¹⁾」であり、「経済学でいう賃料(Rent)⁽²²⁾」であるが、これは本来労働があげる収益であり、「こうした収益、したがって賃料は制限されたものであり、一定限度をこえて増加させることはできない⁽²³⁾」。しかし、「不労所得は個人にとっての労働を不要にすることで、ただ享受だけをしていたいという欲望を必然的に生みだす。この欲望は、享受自体が限界をもたないのと同じように、限界をもたない⁽²⁴⁾」。とすれば、「所有者の欲望が賃料をこえる時が来る。この時点こそ、昔から社会関係にとっては決定的である⁽²⁵⁾」。社会の変動が始まるのは、この時からである。

このようにして、シュタインは、無限の欲求と有限の労働とが両極に分解するなかで、不労所得が社会変動の中心的な範疇となることを明らかにするのである。

〔4〕 このように、社会構造論、社会関係論、社会変動論を順次展開してきたシュタインが、それらを通じて一貫して追求したのは、労働に基づく所有が分裂し、漸次、それが反対物へと転化してゆく論理である。

市民社会の基本原理を「労働に基づく所有」にみる見解は、いうまでもなく、ロックにその起源をもつ。しかし、ロックにおける「労働に基づく所有」という「自然権」の理論は、無所有の労働者にとっては労働力商品化の理論に他ならず、マクファーソンのように、ロックの唱える市民社会には労働者階級がその構成要素に含まれていないとさえいえるかもしれない⁽²⁶⁾。その意味で、「彼(ロック)の自然権という仮説は、つきつめてゆけば、その理論そのものが階級状況を正当化しうるような、そして、そうであることを保証するような類のものである⁽²⁷⁾」といえよう。とはいえ、ロックにあって「必然的に階級的内容を伴う権利や義務を一般的(つまり、非階級的)な意味で叙述しようとする試み」は、彼の論理に含まれる「矛盾」や「不明瞭」として現われるだけである⁽²⁸⁾。「労働に基づく所有」がその反対物へと転化する論理は、ロックにあってまだ潜在的であり、無自覚的である。この論理が階級関係に含まれる「二律背反」として自覚的に定式化されたのは、シュタインにおいてである⁽²⁹⁾。

もちろん、この論理が歴史理論としてさらに彫琢されるためには、一方における蓄積の歴史理論（本源的蓄積論）と、他方における労働者階級の歴史的創出の理論とが、大所有による小所有の駆逐という歴史的事実を背景として定式化される必要がある。これは、後にマルクスの歴史理論が解決することになる課題である⁽³⁰⁾。

[5] ところで、こうした市民社会の原理がその反対物へ転化してゆく事実を前にして、シュタインは、その解決の鍵を国家のうちにみる。つまり、個別利害の対立に悩む市民社会を非人格的共同体として把握したシュタインは、その対極に人格的共同体としての国家をみる。その場合、国家は一般意志の人格的機構であり、反対に社会は非人格的なもの、すなわち、その機構と運動とを一般意志から受容せず、人間共同体の普遍的で確固とした秩序を自発的な生活要素の基礎上に樹立するものである⁽³¹⁾。この定義から導びかれた国家の任務は、社会では達しえない個人の人格的發展を、社会にかわって保障することである⁽³²⁾。

こうした認識には、市民社会の限界を克服し、普遍性を実現する絶対者としての国家というヘーゲルの国家観が、君主制（立憲君主制）を最良と考える国家形態論とともに、色濃く影を落している。しかし、ヘーゲルとは異なり、シュタインにあっては、国家のうちに市民社会の対立が完全に止揚されてしまうことはありえない。シュタインは、国家権力が階級支配の手段として存在すること⁽³³⁾を知っており、被支配階級が国家権力を掌握しようとする⁽³⁴⁾一方、他方、支配階級がそれに対抗して国家権力を防衛しようとする⁽³⁵⁾、その結果、社会闘争は必然的に国家権力の所有をめぐる闘争となること⁽³⁶⁾も知っていた。とすれば、市民社会にたいする政策主体としての国家の優位性というシュタインの認識は、国家が市民社会によって基本的に規定されて存在するという一般的認識を必ずしも否定するものではないといえよう。

(1) Stein, L. v. : Der Socialismus und Communismus des heutigen Frankreich, 2. Aufl., 1848, S. 18.

(2)~(4) *ibid.* S.19.

- (5) *ibid.*, S.20.
 (6) *ibid.*, S. 21.
 (7)~(8) *ibid.*, S. 22.
 (9)~(10) *ibid.*, S. 25.
 (11)~(19) *ibid.*, S. 26.
 (20)~(22) *ibid.*, S. 28.
 (23)~(25) *ibid.*, S. 29.
 (26) Macpherson, C. B., *The Political Theory of Possessive Individualism, Hobbs to Locke*, 1964, p.248.
 (27) *ibid.*, pp. 250~251.
 (28) *ibid.*, pp. 238~251.
 (29) Sanctis, F. d. : *Eigentum und Arbeit in der Steinschen Wissenschaft der Gesellschaft*, in : R. Schnur (Hrsg.) : *Staat und Gesellschaft. Studien über Lorenz von Stein*, 1978, SS. 314~315.
 (30) マルクス『資本論』第1部, 第24章を参照。
 (31) Stein, L. v., *op. cit.*, S. 57.
 (32) *ibid.*, SS. 57~58.
 (33)~(36) *ibid.*, S. 59.
 (34)~(35) *ibid.*, S. 37.

Ⅲ 階級論——プロレタリアートと機械労働——

[1] シュタインは、「今世紀の一般的な経済的事実、つまり労働にたいする資本の勝利と、それによって与えられる、所有者による無所有者の支配⁽¹⁾」とを本来の問題にたいする前提と考える。すなわち、彼は、財貨をめぐる所有関係が社会的な権力関係として現われる⁽²⁾ ことの背後に、この所有関係を支配する「法則が財貨の産出における資本と労働との本性に基づいている⁽³⁾」という事実をみるのである。

資本が有する集中・集積への絶対的傾向と、その結果としての資本の権力増

大とによって、「生産の法則は人類を二大階級—所有者階級と労働者階級—に分離し、その階級間の移行をほぼや自己の人格的で自由な努力によってではなく、ただ単に運不運によって支配されるものとする⁽⁴⁾」。そこで、「今日の社会が直面する闘争とは資本と労働力との間の闘争であるという結論が導びかれる⁽⁵⁾」。

しかし、「このことは財貨生活および国家生活のひとつの、しかもただ一般的な事実にすぎない⁽⁶⁾」のであり、今日の社会に特徴的な現象である「プロレタリアートの本質および内容⁽⁷⁾」を説明するものではない。本来の問題はここにある。

〔2〕 この点を明らかにするため、シュタインは「前世紀末（18世紀末）」を「機械が初めて労働する力として、その新たな、そして重要な要素として出現した時代⁽⁸⁾」、 「技術学および生産・消費学説がいままで予想もつかなかった分野までも包含し、財貨生活が疑いもなく迎えた新たな時代⁽⁹⁾」 ととらえる。

機械の導入は社会に二重の影響を与える。それは一方で労働と賃金との関係にたいする影響であり、他方、分業にたいする影響である。すなわち、第1に、シュタインによれば、機械の導入が結果として成立させるのは、「機械労働」という低賃金の、現代に独自の労働範疇である。この労働は「機械の本性に基づく分業⁽¹⁰⁾」の結果であり、「このことは、機械労働者が彼自身ひとつの歯車となりさがり、その活動の全体性を自由に見渡すことも次第になくなり、同時に、多くの現実的要素を包含した企業を運営してゆく可能性が彼から失われてゆくことを意味する⁽¹¹⁾」。第2に、この労働は労働者の空間的結集を条件としている。つまり、「彼らが主に特定の場所に集められているという事実⁽¹²⁾」が重要となってくる。なぜなら、「多様な労働を組み合わせようとするれば、労働者たちのどんな空間的分離も、時間と金銭との損失となつてはね返ってくるにちがいない⁽¹³⁾」からである。

労働と資本の対立という、先にみた一般的前提に加えて、機械労働の成立という新たな特殊的要因を指摘することによって、シュタインはプロレタリアートを生みだした当時の歴史的段階を正しく認識しているのである。したがっ

て、プロレタリアートを過去の無所有階級と同一視することは論外であり、「今日のプロレタリアートを過去の時代の無所有階級のたんなる末裔とみなそうとする者は、機械を手工業の末裔とみなそうという意味でこれを行なう者に等しい⁽¹⁴⁾」ということができる。

〔3〕 以上の行論に基づき、シュタインは、機械労働者の階層をプロレタリアートとして特徴づける基本的標識を三点にわたって整理する。

「現代プロレタリアートの性格における第1の、そして最も普遍的な要因」は人格的所有にたいする労働者の反抗である⁽¹⁵⁾。しかし、この標識だけでは「プロレタリアートの全性格を汲みつくすには不充足⁽¹⁶⁾」である。なぜなら、これは、私的所有にたいする反抗という点で、私的所有に基づく全ての社会に共通するものであるから、「事実上、全く消極的である⁽¹⁷⁾」。「したがって、そのような基本法則のかわりに新たなものを据えることが問題となる⁽¹⁸⁾」。

「現代プロレタリアート全体の積極的・実践的な施回点⁽¹⁹⁾」をなす、この新たな「原理」とは、「財貨の分配は人格的所有によってではなく、ただもっぱら人格的労働によって条件づけられるべきである、という原理⁽²⁰⁾」である。第2の標識はこの新たな原理の承認である。「この点において、労働者大衆は、はじめて対内的全体性を得るとともに、それを自らの精神的内実とする。さらに、この点の承認を通してはじめて、個々人は無所有者の領域から踏み出し、プロレタリアートへと移行する⁽²¹⁾。」

最後に、「現代プロレタリアートが過去の類以の現象から本質的に区別される最も重要な点⁽²²⁾」が存在する。それは、プロレタリアートの存在が国家・社会秩序を支配する原理の厳密なる帰結であることである。すなわち、「自由な人格の原理は国家と社会とによって承認されているから、プロレタリアートの主義主張はそもそも、歴史的にも理論的にも、少なくともこの原理の徹底した首尾一貫性を求めるプロレタリアートの意向のひとつを、国家と社会に依拠しつつ主張したものであるといえよう⁽²³⁾」。

〔4〕 さて、以上のようなシュタインの階級論は、機械制大工業のもとでの近代的労働者をたんなる無所有者から区別し、プロレタリアートを目的意識をもった機械労働者として特徴づけた点で、大きな意義をもっている。このこ

は、つぎのようにいうこともできる。すなわち、一論者のいうように、フランス・アメリカ両革命以降、古典派経済学（ケネー、チュルゴー、スミス）の影響のもとに出発した初期社会主義者の階級論の流れを、経済的階級論（サン・シモン、フーリエ、オーウェン、カベール）と政治的階級論（マブリ、メリエ、モレリ、ブランキ）に分類することができるのであれば、シュタインは、この両者の潮流の統一を初めて成し遂げた最初の人物である⁽²⁴⁾。

もちろん、シュタインには、プロレタリアートを生産力の担い手としてとらえる視点は欠如している。このことは、また、階級消滅の論理を現存する社会基盤のうちに発見することを不可能としている⁽²⁵⁾。彼によれば、自由な人格の原理を体現する所有者階級はもちろん、その原理から排除されているプロレタリアートでさえ、この原理の自己にたいする実現を要求する。ここには所有・無所有者の両階級を通じた利害の共同性が認められる、というのである。しかも、このような社会的利害を支配階級と共有しているかぎり、プロレタリアートは、社会の基本原理を変更させることはできない⁽²⁶⁾。なぜなら、彼らが転換を求める「所有に基づく財貨分配の原理」からしか、彼らが同時に「徹底した首局一貫性を求める」原理（自由な人格の原理）は発生しえないからである⁽²⁷⁾。シュタインが、一方で階級対立の不可避性を正しく認識し、その是正を求めながら、他方で、プロレタリアートを変革主体と考えることなく、国家による社会改良を希求してゆく背景には、このような認識がある。

(1) Stein, L. v., *op. cit.*, S. 40.

(2) *ibid.*, SS. 36~37.

(3) *ibid.*, S. 37.

(4) *ibid.*, S. 38.

(5) *ibid.*, S. 39.

(6) *ibid.*, S. 40.

(7) *ibid.*, S. 39.

(8)~(9) *ibid.*, S. 40.

(10)~(11) *ibid.*, S. 44.

(12)~(13) *ibid.*, S. 45.

(14) *ibid.*, S. 46.

(15)~(18) *ibid.*, S. 51.

(19)~(21) *ibid.*, S. 52.

(22) *ibii.*, S. 53.

(23) *ibid.*, S. 52.

(24) Hegner, F. : Die Entwicklung des sozial wissenschaftlichen Klass-
enbegriffs bei den Frühsozialisten und bei Lorenz von Stein, in : Archiv
für Recht-und Sozialphilosophie, Bd. 62 (3), 1976, SS. 401~421.

(25) シュタインの階級論がマルクスのそれと根本的に区別される点はどこにある。
マルクスは、1852年3月5日付のヴァイデマイヤー宛書簡で、自己の階級論の独自
性をつぎの3点に要約している。つまり、「(1)諸階級の存在は生産の一定の歴史的
発展段階とのみ結びついているということ、(2)階級闘争は必然的にプロレタリア
ート独裁に導くということ、(3)この独裁そのものは一切の階級の廃止への、階級のな
い社会への過渡期をなすにすぎないということ」である。問題はこの第3点の認識
に係るのである。

(26) Stein, L. v. : *op. cit.*, SS. 52~53.

(27) *ibid.*, S. 52.

VI 階級社会論への2つの道——シュタインとマルクス——

[1] ストゥルーベ対メーリンク、マサリク対ゾンバルトの間で行なわれ
た「マルクス・シュタイン論争⁽¹⁾」でも論議されたように、シュタインと、
その同時代人であるマルクスとの間には、階級社会論を準備した方法論の点
で、数多くの共通性が見出される。そのうちで注目すべき点は、第1に、彼ら
の関心が共にフランスに向けられていたことである。このことは、当時のフラ
ンス社会が政治的には先進国モデルとして後進国ドイツの指針であったことを
意味するものであるが⁽²⁾、その場合、彼らが共にフランス社会主義・共産主
義思想にたいする嫌悪を明らかにしている点は見逃せない。とくに、両者がこ
れらの思想における「人格」の否定を問題にしていることは、きわめて特徴的
である⁽³⁾。おそらく、これは、第2の注目すべき共通点である、ヘーゲル哲
学にたいする対応の問題と係るのであろう。

[2] マルクスはもちろん、シュタインもまた、ヘーゲル哲学の強い影響
から出発している。このことは、従来からの研究でも、しばしば強調されてい
る通りである。たとえば、フォーゲルのように、シュタインの展開したほとん
ど全ての論点にヘーゲルの影響をみることによって、シュタインを「社会学的

ヘーゲル主義⁽⁴⁾」と総括することさえ可能である。本稿では、問題となる個々の具体的論点に立ち入ることはできないが⁽⁵⁾、⁶⁾、フォーゲルに反して、つぎのことだけは確実にいうことができよう。それは、ヘーゲルと異なり、シュタインが経験科学を目先したことである。その場合、シュタインが観念論哲学の体系からの脱皮にさいし、ヘーゲル哲学との方法論的対決を迫られたことは、断片的であるが、彼の論述のなかにも表われている。たとえば、「ドイツにおける社会主義と共産主義およびその未来」(1844年)と題する論文⁽⁶⁾のなかで、彼は、「弁証法的な共産主義および社会主義」が必然的に発生する哲学的(イデオロギー的)背景のひとつに、「ヘーゲル哲学がただ人格一般をもっているだけで、個別的人格の概念をもっていない⁽⁷⁾」ことを指摘し、「個別的人格」という言葉にたいし、つぎのように注記している。「ヘーゲルがその国家哲学でいったように、『すべての人間が彼らのもろもろの必要にたいして生計を立てているべきだということは、ひとつには道徳的な願望であり、なんら客観的なものでない願望である』(法哲学, §49)ということも可能であろう。しかし、このことは、ヘーゲル哲学における彼の人格概念がその現実性という点で、いかに不明瞭なままであったかを明らかにしている」。この記述をヘーゲル哲学の観念性にたいして向けられた鋭い批判であると考えれば、「ヘーゲルは『法哲学』§46で、私的所有の必然性を証明せず、その本来の問題にさえ到達していない⁽⁸⁾」と、シュタインが批判しているのも、決して見過すことのできない、注目すべき指摘であるといえよう。

もちろん、ヘーゲル中央派に属した⁽⁹⁾シュタインのヘーゲル哲学にたいする批判的立場は、ヘーゲル左派に属したマルクスのそれに比べれば、体系性を欠き、根本的ともいえない。にもかかわらず、シュタインが、マルクスと同様、ヘーゲルの体系の一契機である市民社会をその体系から切り離し、そうした対象がもつ独自の論理を「現実性という点」に即して追求しようとしたことは、本稿でこれまで追ってきた彼の市民社会分析からも十分に見て取ることができる。しかも、マルクスと同様、シュタインにあっても、市民社会を総体の一契機として位置づけようとする試みは、独自の理論的枠組みのもとで等しく行なわれている。換言すれば、マルクスにおける総体性の構想が対象の「内

的発生」＝「出生行為を叙述する」こと、すなわち「真の批判」であった⁽¹⁰⁾とすれば、シュタインのそれは、「社会の階級闘争を和解・解消しうる唯一の力⁽¹¹⁾」である国家の政策学、すなわち「国家学体系」のうちにあったということが出来る。したがって、ヘーゲル哲学における特殊的契機（市民社会）を自立化させ、そこに独自の論理を追求したこと、さらに、そのさい、総体性の認識を同時に追求したこと、これらの点をマルクスのヘーゲル批判のうちに認めることができるとしても、このことに限っていえば、それはまた、シュタインの場合においても等しく認められる問題意識なのである。シュタインにおいて、また、マルクスにおいて、こうした一般的結論を確認することだけでは、両者のうちにみられる共通した問題意識を、すなわち19世紀ドイツの階級社会論の一般的前提を問題にただけで、マルクスの独自性はもとより、シュタインの独自性をも析出したことにはならない。問題は、自立化され、追求された独自の論理の内容そのもの、そして、認識された総体性の内容そのものを問うことに移るべきである。マルクスとシュタインとの、各々の階級社会論の独自性を探し出すことが本来の課題となるべきである。このことは、19世紀ドイツにおける階級社会論の2大潮流の分岐点を明らかにすることになると思われるが、問題点の開示を目的とする本稿の枠をこえた今後の課題である。

〔3〕最後に国家にかんするシュタインの見解をとりあげ、上述の課題にたいするさしあたりの手がかりを探してみたい。

国家を人格的共同体として把握する国家本質論⁽¹²⁾、国家体制を社会関係によって規定されたものと把握する国家体制論⁽¹³⁾、さらに国家権力を階級支配の手段として、また、社会闘争を国家権力の所有をめぐる闘争として把握する国家権力論⁽¹⁴⁾、これらはシュタインの階級国家論を特徴づける彼の一般的結論である。しかし、これらと並んで主張され、とくにマルクスの階級国家論と著しい対立を示すのは、彼の国家形態論である。

彼は「階級・集団・身分が存在し、それとともに社会のなかに対立が存在するかぎり、国家の現在および未来は君主制原理に基づくことになろう⁽¹⁵⁾」と主張している。これは、「絶対不可侵にして自立した国家の人格が自立した人格のうちに宿っているという⁽¹⁶⁾」「王制の高い意義」、そして、「もし、そ

れをとりはらえば、国家成員の絶えざる闘争を呼ばざるをえないような強大な機構の中軸点および凝集点をなす⁽¹⁷⁾」「王制の高い意義」を一方で認め、他方で、「国民がその代議制度によって、ますます国家全体を支配するようになっている」という「多くの点でのこうした発展」すなわち「高い意義を有する進歩⁽¹⁸⁾」を認めることによって、「社会の階級対立を和解・解消しうる唯一の力⁽¹⁹⁾」を立憲君主制原理のうちに認めることを意味する。この点の認識こそが「議会活動の高度な政治的基礎⁽²⁰⁾」を明らかにすると考えるシュタインにいし、マルクスの国家形態論は根本的にその方法を異にしている。マルクスによれば、「もっともよい国家形態とはつぎのようなものである。その形態内では社会対立があいまいにされないような、またその対立が力づくで、すなわちただ人為的に、つまりただ外見上で拘束されることのないような、国家形態である。もっともよい国家形態とは、社会的対立をして自由な闘争をさせ、それによって解決に到達させる、そういう国家形態である⁽²¹⁾。」

こうしたマルクスの認識と比べてみれば、シュタインの国家形態論が階級社会そのもののうちに階級社会廃絶への条件を見出しえなかった彼の方法論を如実に反映するものであると同時に、階級対立に悩む未熟な市民社会を管理、統制し、外部に向かってそれを強化する国家を前提しなければならなかった点で、より多くドイツ資本主義社会の特殊性を反映したものであることは明らかであろう。

- (1) 文献については、Munding, M. : Bibliographie der Werke Lorenz von Steins und der Sekundärliteratur, in : R. Schnur (Hrsg.) : *op. cit.*, SS. 561~625.

この論争の簡単な解説については、ローレンツ・シュタイン著、五十嵐豊作訳『社会の概念とその運動法則』、実業之日本社、1949、訳者序文を参照。

- (2) Stein, L. v., *op. cit.*, Vorrede, S. VI.

- (3) シュタイン：「それ自身としてみれば、社会主義・共産主義はさして偉大な体系でもなく、まして真に鋭利な思想とも呼びえない。前者としては、固有な哲学的教養がそれには欠けており、後者としては、現実性にたいする真の関係が欠けている。」(Stein, L. v., *ibid.*, S. 5) マルクス：「この共産主義は、人間の人格性をいたるところで否定するのだから、まさにこうした(人格性の)否定である私有財産の徹底した表現であるにすぎない。」(Marx, K. : Ökono-

- misch-philosophische Manuskripte 1844, in M.E.W. Ergänzungsband I, S. 534)
- (4) Vogel, P. : Hegels Gesellschaftslehre und seine Fortbildung durch Stein, Marx, Engels und Lassalle, in : Kantstudien, Ergänzungsheft 59 (1925), SS. 200~207.
- (5) 個々の点でのフォーゲル批判について詳しくは, Theis, A. : Lorenz von Stein und die deutsche Gesellschaftslehre in der ersten Hälfte der 19. Jahrhunderts, in : R. Schnur (Hrsg.) : *op. cit.*, SS. 47~63. とくに SS. 49~55 を参照。
- (6) Stein, L. v. : Blicke auf den Socialismus und Communismus in Deutschland, und ihre Zukunft, in : Deutsche Vierteljahrs Schrift, 1844, SS. 1~61.
- (7) *ibid.*, S. 59.
- (8) *ibid.*, S. 16.
- (9) Hess, M. : Socialismus und Communismus, 1843, in : Cornu & Mönke (Hsg.) : Philosophische und sozialistische Schriften, 1837~1850, 1961, S. 208 (畑・山中訳『初期社会主義論集』, 未来社, 1970, 57頁)
- (10) 良知力『初期マルクス試論』, 未来社, 1971, 15~19頁。
- (11) Stein, L. v. : Der Socialismus und Comunisten des heutigen Frankreich, 2. Aufl., 1848, SS. 69~70.
- (12) *ibid.*, S. 41, SS. 57~58.
- (13) *ibid.*, S. 63.
- (14) *ibid.*, S. 30, S. 59.
- (15) *ibid.*, S. 68.
- (16) *ibid.*, S. 61.
- (17) *ibid.*, S. 62.
- (18) *ibid.*, S. 68.
- (19) *ibid.*, SS. 69~70.
- (20) *ibid.*, S. 70.
- (21) Marx, K. : Die Junirevolution (1848・6・29), in : M.E.W., Bd. 5, S. 136 (『マルクス・エンゲルス全集』, 第5巻, 131頁)

(筆者住所: 福生市加美平4-1-12-304)